

食安輸発0530第2号

平成23年5月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

ドイツ産鶏卵、鶏肉及び豚肉等の取扱いについて

標記については、平成23年1月12日付け食安輸発0112第2号にて通知したところ
です。

今般ドイツ政府の調査の結果、ダイオキシン汚染の疑いのある飼料の供給をう
けた農場は閉鎖していること、これらの農場の鶏卵、鶏肉及び豚肉等の食品は、
ダイオキシン検査の結果、問題ないことが確認され、閉鎖措置が解除された後に
流通されること、ダイオキシンの汚染された食品は日本へ輸出されたことが認め
られないことが報告されたことから、上記通知については、廃止しますので、御
了知の上、関係者等への周知方よろしくをお願いします。